

11月1日までに誕生日を迎え、75歳になられる方へ

昭和25年（1950年）生まれで11月1日までに誕生日を迎える方は、75歳になる日からご加入の健康保険が「後期高齢者医療」制度に移行します。

申請時点で後期高齢医療制度の「資格確認書」又は「健康保険情報
が分かるもの」をお持ちの場合は、ご提示ください。

まだ交付されていない場合は、新しい資格確認書など11月1日時点の健康保険情報が分かるものを入手いただいてから、受給者証更新のお手続きをお願いします。（※新しい資格確認書などの提出がない場合、更新後の受給者証を発行できなくなりますので、ご注意ください。）

令和7年6月

11月1日までに誕生日を迎え、75歳になられる皆さまへ

尼崎市保健所 疾病対策課

指定難病更新手続きのための健康保険情報の提示について（お願い）

平素は本市保健事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、健康保険に加入されている方は、75歳になる日から、「後期高齢者医療」制度に移行します。

指定難病更新手続きの際には、現在ご加入の健康保険情報とともに、後期高齢者医療制度の保険情報をあわせてご提示いただく必要があります。

したがって、誕生日の1ヵ月前頃に後期高齢者医療制度の資格確認書等が届きますので、新しい資格確認書等がお手元に届きましたら、速やかにお手続きくださいますよう、お願いします。すでに更新手続きをされている等、資格確認書等の受領前に手続きされた場合には、後日追加で資格確認書等の11月1日時点の健康保険情報が分かるものをお持ちいただき、受給者証記載内容の変更手続きをお願いします。

なお、更新手続きの締切日は8月15日（金）となっておりますが、後期高齢者医療制度の資格確認書等交付が期日以降になる場合は、更新手続きを期日以降に行うことが可能です。資格確認書等の受領後に、速やかにお手続きをお願いします。

資格確認書等の提出がない場合、更新後の指定難病医療受給者証が交付できなくなります。お手数ですが、よろしくお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡をお願いします。

【 連絡先 】

尼崎市保健所 疾病対策課 難病担当

電 話 ： 06-4869-3053